

第20回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年7月11日(木)午後1時15分～午後4時00分

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

伊賀恵, 梶田大司, 片岡紀和, 小島健, 高林学, 高松進, 戸田彰子,
永井玲子, 中村文子, 藤田耕治, 藤山雅行(委員長), 美濃部浩一郎

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

松田克之裁判官, 首席家裁調査官, 首席書記官, 次席家裁調査官,
訟廷管理官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員の紹介

(3) 委員長の互選

(4) 委員長代理の指名

(5) 所長あいさつ

(6) 模擬調停の実施

模擬記録を利用し, 平成25年1月1日施行の家事事務法を踏まえた離婚調停について模擬調停を実施し, 調停についての解説を行った。

(7) 調停室及び審判廷の見学

(8) 意見交換

今回のテーマである「家事調停について～家事事務法施行をふまえて～」についての意見交換の要旨は, 別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマ

「少年事件の社会的資源と家裁との連携について」

- (10) 次回開催日 平成26年1月16日(木)午後1時15分
- (11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

模擬調停を見て、どのような印象を持ったか。実際、調停を行っている立場から見てどうか。

先程見た模擬調停はとてもスムーズに進行していたが、実際の調停ではなかなかそのようにはいかない。調停委員がある程度方向性を定めて調停を進めていくが、自分の思いが聞き入れられていないとか、相手の味方ばかりで公平ではないのではないかと不満が当事者から述べられることもある。次回の調停期日を決めるに際しても、今回の模擬調停のように双方当事者が同席する方法ではなく、一方当事者から都合を聴き、それを相手方に伝えて調整する方法で行うことがある。

家事事件手続法の下では、調停を進めるにあたり、家庭裁判所調査官(以下、「調査官」と記す。)によって、子どもの意思を確認してもらえるようになって、とてもよかったと思う。

また、家事事件手続法では申立書の写しをあらかじめ調停の相手方に送付することになったが、申立書写しの送付を受けた相手方はある程度手続が理解でき、申立人に離婚の意思があることが分かった上で調停に臨むので、これまでであった「なぜこんなところに呼ばれたのか」というような苦情は少なくなり、離婚についてもある程度のことを考えて調停に臨むようになったので、調停の進行もスムーズになった。

裁判所の調停手続を利用するのは、ある程度話がこじれて当事者間では解決できなくなった場合だけなのか。

色々なケースがあると思う。お互い離婚する意思を有しているけれども、離婚の際の養育費や財産分与等の金銭面のことを裁判所で決めたいとして調停を申し立てるということもある。

冷静に物事を進められる人ばかりではないと思うが、実際の調停では、平常心を保てず、罵倒するような言葉が飛んでくることもあるのか。

そのようなケースもある。

調停委員の理路整然とした説明によって、冷静ではない当事者も落ち着くのか。はじめから落ち着いて話をするという事は、難しいのかもしれないが、調停委員等が時間をかけてゆっくりと話を聞く過程で、心が落ち着いてくることもある。

DVや浮気などの離婚の原因が明確にない事例については、調停の回数も多くなるのではないか。

回数がかかることは多い。それでも合意に達しない場合には、調停を不成立にせざるを得ない。

離婚の調停が不成立となった場合にはどのようなになるのか。

調停ができなかった場合、残された方法としては離婚訴訟によることになる。ただ、調停における話合いの中では、離婚訴訟になった場合の見通し、離婚に至る理由が離婚訴訟において離婚原因として成り立つのか否かについて、当事者に共通認識を持たせ、解決の方向性を示すことで、それを理解して合意する当事者もいる。方向性も定めずに際限なく調停を続けていくのは望ましくない。

離婚調停を行っている親から児童相談所に対して、子どもが虐待を受けていることの証明書を発行してもらいたい、と言ってきた事例があるが、調停において、当事者にそのような指示をすることはあるのか。

裁判所がそのような指示をすることはない。ただ、虐待という主張があり、他方当事者がそれを否定する場合に、虐待があったのか否かを調べるために、資料を提出するように言うことはある。それが難しそうであれば、裁判所から調査官を通じて児童相談所に問い合わせをすることになる。

調査官に捜査権はあるのか。

強制的に行うことはできない。例えば、試行的面会交流なども強制的にはできない。

調査嘱託については、実際にあまりやってもらっていないという印象があるが、積極的な運用は行わないのか。

財産分与事件などでは、金融機関に対する調査囑託を行っている。

虐待されているか否かについての調査囑託は行わないのか。

そのような場合には、調査囑託という方法を採用のではなく、調査官が関与して児童相談所や学校から聴取することになると思われる。ただし、調査の前提資料を予め入手した方がよいと考えられる場合などには、必要に応じて調査囑託を実施することもある。

調査官の立場と当事者代理人の立場は異なるため、代理人として聞きたいことと違うことが聴取される場合がある。

調査官の調査に当たって、留意して調査してもらいたい事項を申し出てもらえればよいのではないか。

家事事件手続法施行後半年が経ったが、調停の申立てから調停成立までの期間が短くなったという感触はあるか。

まだ半年であることもあって、統計的な数値を示すことはできない。委員から発言があったように、申立書副本を調停の相手方にあらかじめ送付するようになったことで、なぜ裁判所に呼ばれたのか分からないというトラブルが減り、その対応などに費やす時間が減ったので、その分、時間は短縮されているという印象である。

家事事件手続法施行後、逆に課題となった点はあるのか。

裁判所における調停記録の閲覧謄写に関する事務が多くなっているため、当事者への説明、申請手続、許可手続をどのように円滑に行っていくのか検討課題となっている。

調停申立書に記載される理由は抽象的な表現になっていることから、調停の席上では、申立人等から時間をかけて話を聴くことが多いのではないか。話を聴く時間を短くすることにより、要点を突いた話がされ、またその分、話を聴く回数も増えて上手く調停が進められるという意見もあるが、それについてはどうか。

当事者間の公平を考えて、話を聴く時間は双方同じ時間になるようしている。

1回当たりの時間は、45分を目処にしているが、最初の期日の場合、45分では当事者の言いたいことすべてを聞くのは難しい。中には、同じ話を繰り返し、話がなかなか終わらない当事者もいる。

弁護士として依頼者の話を聞く際に、話の長い依頼者もいるが、長くなってくると、話が逸脱したり、支離滅裂になってくることが多いので、私は依頼者の話を切るようにしている。

代理人として調停に出席すると、当方が15分で、相手方が1時間というような場合もあり、時間的な公平性について、もう少し配慮いただきたいと思う場合がある。

代理人弁護士がいると、要領よく短い時間で聴取できるが、そうでない場合には時間がかかるのではないか。

子どもの意思確認というのはどのような形で行われているのか。

子の監護や面会交流などの事件において、調査官が子どもの意思を確認する場合、小学生以上の子どもであれば、調査官が一度家庭訪問して顔を覚えてもらい、後日、裁判所の児童室で保護者の同席を伴わずに面接する。親に言い含められている子どももいるが、そういったことも調査の過程で分かることが多い。いずれにしても、子どもの調査について、保護者にきちんと説明をして理解してもらうことが重要となる。調査官の意向確認をいやがる子どもはほとんどいない。

同じ小学生でも年齢により意思確認の方法が異なるのか。

小学1年生以上であれば、ほぼ意思確認ができる。10歳前後になれば、心情調査も可能となる。年齢の段階によって、色々な調査方法がある。

模擬調停を見てこれまで抱いていた調停のイメージと異なると感じられた方はいるか。子どもの親権をどうするのかなどで、離婚を考えているがなかなか手続が進まないというような問題を抱えた方に調停をもっと利用してもらうにはどうしたらよいと思われるか。

模擬調停では、調停成立の場面で約束が交わされていたが、この約束を守らな

かった場合、どのような強制措置を執ることができるのか。

調停調書には、判決と同じ効力があり、金銭的な約束の場合、守られなければ、給与の差押えなどができる。また、強制措置以前に「履行勧告」といって、家庭裁判所に申し出てもらうと調査官を通じて相手方に支払うように勧告することもできる。履行勧告は強制力を伴うものではないので、任意に支払われなければ、給与などの差押えの手続によっていただくことになる。ただし、面会交流の場合には、面会の場に子どもを無理矢理連れてくることはできないので、会わせない限り金銭を支払えという内容の間接的な強制方法によることになるが、今回の模擬調停のように、日時や場所、回数といった条件をはっきりと決めなかった場合には、再度あらためて面会交流だけの調停を申し立ててもらい、面会の条件をきちんと決め、その履行を促したうえでのことになる。

調停では、意見を聞いてもらえるだけでなく、調停で決まったことを守らなかったときには、調停調書に基づいて、そのようなケアがあるという広報をしていけば、調停を行うメリットがあると思ってもらえるのではないかな。

離婚調停の手續に要する費用としては、収入印紙1200円と切手1000円程度とのことであるが、他に必要になることはないかな。

手續を進めるうえで切手の過不足は出てくるが、離婚調停にかかる費用はそれだけである。なお、離婚成立後は、市役所への届出に添付する調停調書謄本が必要になるので、その交付申請のために用紙1枚当たり150円の謄本作成費用が必要となる。

それぐらいの費用で話合いが進められ、調停成立の際には、強制執行が可能となる書類を作成してもらえるのであれば、利用しやすいと思う。一般国民は、裁判所を利用するとなるとかなりの金額がかかるのではないかと構える傾向にあると思う。

調停の次回期日を定める際に苦慮はしないかな。例えば、平日には裁判所に行けないから、期日を休日にしてほしいというような当事者はいないかな。

子どもを保育園に預ける関係で、「この時間帯は難しい」とか、時間への制約

を申し述べる当事者はいるが、平日は仕事があるから裁判所に来ることができないという当事者はあまりいない。

当事者双方が同じ日に裁判所へ出向くことが難しいときは、期日を異にして、それぞれから話を聴くといった運用もしているので、期日の調整ができないということはないようである。また、「調停に代わる審判」という当事者間の合意に代えて裁判官が審判で合意したことと同様の効力を認める手続もあるので、利用している。

電話会議やテレビ会議の利用実績はあるのか。

一般の方の場合、電話会議においては、電話口の方が本人であることの確認が難しい。仮に電話会議を利用するとすれば、例えば、札幌在住の方であれば、札幌の家庭裁判所に出向いてもらい、当該裁判所の職員が身分を確認した上で、同庁の会議システムとつないで調停を進めることになると思われる。

委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえて、調停を利用して、適正・迅速な紛争解決ができるよう、今後も、制度広報に取り組んでいきたい。